

令和2年4月8日

指定生活介護事業所 様
指定自立訓練事業所 様

富田林市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う居宅等における支援の取扱いについて

平素は、本市福祉行政の推進に格別の配慮とご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が大阪府等を対象に発出されたことに伴う住民の危機意識の高まりを背景に、同年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（以下、「取扱い第3報」という。別紙参照）における市町村が判断する内容につき、下記とおり本市の考えをお示しさせていただきますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

●生活介護事業所、自立訓練事業所が提供する居宅等への訪問による支援の取扱い

①新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から自主的に休業される場合

⇒取扱い第3報 問2の答に記載された内容の支援の提供により、通常提供しているサービスと同等の報酬の算定を認めることとします。

②休業はしないものの利用者の希望により居宅等での支援を行う場合

⇒取扱い第3報 問4の答のとおり取扱いを認めることとします。なお、報酬算定の考え方は①と同様です。

※①、②いずれの取扱いについても、この対応による支援内容を個別支援計画にご記載ください。また、平時の報酬算定の考え方と同様に、同日に複数事業所の利用はできませんのでご注意ください。

●適用期間

この取扱いは令和2年4月7日から当面の間適用するものとし、期間の終了につきましては別途お知らせさせていただきます。（ウェブサイトへの掲載）

【参考】<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/23/38118.html>

以上

問い合わせ先
富田林市役所 子育て福祉部
障がい福祉課 仲谷
TEL0721-25-1000 内線(194)